



地域団体商標とは、どのようなものか？

地域団体商標制度(平成18年商標法改正)～地域ブランドの創出

- (2) **地名入り商標**
商品名は略称でもかまいませんが、地域名が商品の産地、役務の提供地等のように商品(役務)と密接な関係を有することが必要です(商標法第七条の二第二項)。
- (3) **周知性**
商標が使用された結果、組合自身または構成員の業務に係る商品または役務を表示するものとして、需要者の間に広く認識されていることが必要です。全国的に広く知られている必要はありませんが、隣接都道府県に及ぶ程度には知られている必要があります。
- (4) **その他**
他の同一、または類似の先行商標、周知商標が存在しないこと、およびその他の不登録要件に該当しないことが必要です。
- 「地域団体商標」の効果
- (1) 地域団体商標の要件を満たす場合、登録を受けようとする商標が商標法第三条三項の三号から六号までに該当する場合であっても、それを理由として商標登録を拒絶されることはありません(商標法第七条の二第一項)。ただし、地域団体商標の要件を満たさない場合、地域団体商標としての商標登録を拒絶され、また、地域団体商標の要件を満たしても、そ

- れ以外の要件を満たさないときは拒絶されます(商標法第十五条)。
- (2) 「地域団体商標」の商標権には、次のような特別な効果があります。
- ① 地域団体構成員の権利・組合の構成員は、組合から特に許諾を受けなくても、組合の定めるところにより登録商標を使用する権利を有する(商標法第三条の二第二項)。
- ② 移転の禁止・組合が地域団体商標の商標権を譲渡したり、地域団体商標の商標権に専用使用権を設定したりすることはできません(商標法第二四条の二第四項、第三〇条第一項)。
- ③ 先使用权・地域団体商標の商標登録出願前より日本国内において不正競争の目的なく地名入り商標を使用していた第三者には、たとえ自己の商標が周知性を有しない場合であっても、継続的な使用権が認められます(商標法第三二条の二第一項)。ただし、商標権者は先使用权者に混同防止表示を請求することは可能です(商標法第三二条の二第二項)。
- ④ 登録異議の申し立ておよび登録の無効理由・一、もし、地域団体商標の要件を満たしていないにもかかわらず登録を受けた場合、二、団体が適格性を喪失し、または地名入り商標が一般名称化した場合には、登録異議の申し立て理由および登録の無効

- 録することができませんでした。
- この結果、地域ブランド構築に取り組んできた事業組合等が、地域名を不正に用いた商品や類似商品を排除することはできませんでした。地域経済の活性化に貢献することも難しかったといえます。
- 今回の商標法の改正により、地域ブランドを積極的に保護し、地名入り商標に対して「地域団体商標」制度が導入されることになりました。すなわち、要件を緩和し、隣接する都道府県で知られていれば「地域団体商標」として商標登録することができます。
- 「地域団体商標」の登録要件
- 「地域団体商標」の商標登録をするためには、以下の要件を満たす必要があります(商標法第七条の二第一項)。
- (1) **出願できる団体**
地域団体商標の登録出願ができる人(出願人)は、特別の法律によって設立された法人格を有する組合であり、構成員となる資格を有する者の加入の自由がその法律によって担保されているもの(またはこれに相当する外国の法人)でなければなりません(商標法第七条の二第一項)。例えば、中小企業等協同組合法により設立される事業協同組合、農業協同組合法によって設立される農業協同組合等です。
- (2) **理由となります(商標法第四三条の二、第四六条第一項)。**
- 「地域団体商標」の手続き
- 地域団体商標の登録出願の時には、出願人が組合等であることを証明する書面および登録を受けようとする商標が地域の名称を含むことを証明する書類の提出が必要です(商標法第七条の二第四項)。
- 地域団体商標として登録を受けようとするものは、組合自身または構成員が使用する商標でなければなりません(商標法七条の二第一項)。
- 左記で「地域団体商標制度のお知らせ」パンフレットを発行し、お問い合わせ受付をしています。
特許庁審査業務部商標課商標制度企画室
電話：〇三三三五八一―一〇一 内二八〇六

Q

私の住む地域では過疎化が進み、若者は都会へ出て行ってしまいます。特産品といわれているものがありますが、地域ブランドを作り、産業の競争力を強化できれば、地域の振興策の一つとして有効な方策となるものと思います。昨今、商標法が改正され、新たな商標登録制度ができたこと聞きました。どのような制度なのでしょう。

A

地域名と商品(役務)名からなる商標等を適切に保護し、産業競争力の強化と地域経済の活性化を図るために、商標法が改正され、二〇〇六年四月一日に施行されました。特許庁によると、四月中に出願された数は三七四件で、地域団体商標(地域ブランド)として認定されたものは五二件(〇六年十月二十七日発表)、認定されたものは約一四%弱です。なお、〇六年十月

までに約六〇〇件の出願があります。特許庁は、今回、認められなかったものも含め順次審査をしていきます。新しく創設された制度であり、今回、認定されたものは予想を下回る数字になっています。制度および認定状況に再度検討のうえ、この機会にぜひ団体商標を取得され、地域の発展に役立てていただきたいと思えます。

■ 地域団体商標制度とは

(1) 意義

「地域の名称と商品または役務の名称を普通に用いられる方法で表示する文字のみからなる商標等」のことであり、一定の範囲で周知となったため、事業協同組合、農業協同組合等が商標登録を受けることができる商標をいいます。

(2) 制度創設の背景

従来、「地名入り商標」(地域名と商品(役務)名からなる商標)については、西陣織、前沢牛、夕張メロン等、特定の事業者の商品(役務)であることが識別できる程度に、全国的な知名度を有しているものに限り、認められていました。したがって、草加せんべい、関さば、有田焼等のように、その使用が地域内の複数の事業者による場合や、全国的な知名度を獲得していない場合、「結合商標」(地名入り商標に図形等を組み合わせた商標)にしなれば、登

録することができませんでした。

この結果、地域ブランド構築に取り組んできた事業組合等が、地域名を不正に用いた商品や類似商品を排除することはできませんでした。地域経済の活性化に貢献することも難しかったといえます。

今回の商標法の改正により、地域ブランドを積極的に保護し、地名入り商標に対して「地域団体商標」制度が導入されることになりました。すなわち、要件を緩和し、隣接する都道府県で知られていれば「地域団体商標」として商標登録することができます。

■「地域団体商標」の登録要件

「地域団体商標」の商標登録をするためには、以下の要件を満たす必要があります(商標法第七条の二第一項)。

(1) 出願できる団体

地域団体商標の登録出願ができる人(出願人)は、特別の法律によって設立された法人格を有する組合であり、構成員となる資格を有する者の加入の自由がその法律によって担保されているもの(またはこれに相当する外国の法人)でなければなりません(商標法第七条の二第一項)。例えば、中小企業等協同組合法により設立される事業協同組合、農業協同組合法によって設立される農業協同組合等です。

理由となります(商標法第四三条の二、第四六条第一項)。

■「地域団体商標」の手続き

地域団体商標の登録出願の時には、出願人が組合等であることを証明する書面および登録を受けようとする商標が地域の名称を含むことを証明する書類の提出が必要です(商標法第七条の二第四項)。

地域団体商標として登録を受けようとするものは、組合自身または構成員が使用する商標でなければなりません(商標法七条の二第一項)。

●左記で「地域団体商標制度のお知らせ」パンフレットを発行し、お問い合わせ受付をしています。
特許庁審査業務部商標課商標制度企画室
電話：〇三三三五八一―一〇一 内二八〇六